

学術研究助成金取扱規程

平成 14 年 10 月 14 日 制定

平成 24 年 4 月 1 日 改正

平成 24 年 6 月 2 日 改正

平成 29 年 4 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 4 条に基づき、学術研究を促進するために必要な学術研究助成金の効率的な執行と運用手続を定めるものとする。

(公募等)

第 2 条 本会は、学術研究助成金の対象となる学術研究課題について公募しなければならない。

(申請)

第 3 条 学術研究助成金の交付を受けようとするものは、学術研究助成金申請書(様式第1号)に必要添付書類を付して、公募締切日までに本会に提出しなければならない。

- 2 学術研究助成金の申請基準については細則に定める。
- 3 研究に参加するもので、所属する施設長の承諾を必要とする場合は、承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。

(交付決定および中止等)

第 4 条 本会会長（以下「会長」という。）は、学術研究助成金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る内容を学術教育委員会にて審査し、理事会の議を経て、交付の決定をしなければならない。

- 2 研究を中止又は廃止する時は、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 特許権又は実用新案権を得ることによって相当の収益が生じると認められる場合においては、その全部又は一部に相当する金額を本会に返納させることがある。

(交付の決定通知)

第 5 条 会長は、前条による交付の決定をしたときは、遅滞なく条件等を付し、決定を受けた申請者（以下、「研究代表者」という。）に、様式第3号により通知しなければならない。

(研究実施計画書)

第 6 条 研究代表者は、学術研究助成金の交付決定を受けたときは、研究実施計画書（様式第 4 号）を作成し、提出するものとする。

(収支簿等)

第 7 条 研究代表者は、交付を受けた学術研究助成金の収支を明らかにする帳簿および証拠書類を備え、研究終了後 5 年間保存しなければならない。

- 2 会長は、学術研究助成金の収支を明らかにする帳簿および証拠書類の提出を求めることができる。
- 3 研究経費が不正に使用されていることが判明した場合には、研究費の全額を直ちに返還しなければならない。

(研究の中間報告)

第8条 会長は、申請者に対して中間報告を求めることができる。

- 2 研究が1年間で終了しなかった場合は、研究報告書(様式第6号)および収支決算報告書(様式第7号)により報告しなければならない。

(研究の総括報告)

第9条 研究代表者は、研究終了後1ヶ月以内に研究報告書(様式第6号)および収支決算報告書(様式第7号)により報告しなければならない。

(研究成果の公開等)

第10条 研究代表者は、前条に定める研究報告書の全部または一部を本会刊行物等において公開しなければならない。

- 2 他の機関誌等に公開する場合には、事前に本会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 他の機関誌等に公開する場合には、本会学術研究助成金による研究の成果である旨を明記しなければならない。

(研究成果の帰属)

第11条 学術研究助成金の交付を受けて行った研究の成果は、本会に帰属する。

- 2 特許権または実用新案権を申請する場合は、理事会に諮ることとする。

(助成金の返還)

第12条 研究代表者は、次の各号に該当する場合には、理事会の議決に従い、学術研究助成金の残額または一部を返還しなければならない。

- (1) 研究経費が不正に使用されていることが判明した場合。
- (2) 期限までに研究報告書(様式第6号)および収支決算報告書(様式第7号)が提出されなかった場合。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年10月14日公布し、平成15年6月27日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日に改定施行する。
- 3 この規程は、平成24年6月2日に改定施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月22日に改定施行する。